

令和2年9月23日

オークション参加者 各位



「JU 富山オークション規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり「JU 富山オークション規約」の一部改定を行います。

つきましては、下記のとおり JU 富山のホームページ上に改定後の規約を公開しておりますので、内容をよくご確認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【改定後規約 公開先 URL】

<http://www.ju-toyama.com/aa-kiyaku0209.pdf>

※ URL 中の「-」は全てハイフン（半角）です

令和2年9月23日改定（令和2年10月1日開催 第1544回AAより適用）

【新旧対照表】

No.	箇所	改定前	改定後
		条文	条文
1	P4-4 第4章 第42条	(搬出期限及び再出品) 1. 搬出期限は、流札・落札にかかわらずオークション開催日の翌週水曜日午後5時までとする。但し、出品流札車輛については、オークション開催日の翌週月曜日正午まで引き取りがない場合は自動的に再出品となる。尚、予めJ U富山事務局に対し、連絡があれば出品手続きを行わない。但し、搬出期限内に当該車輛を搬出するものとする。 2. 自動再出品時の出品コーナーは前回出品時と同一コーナーを基本とする。但し、コーナー条件等により同一コーナーに再出品できない場合はJ U富山の判断により変更する。出品店が再出品時のコーナーの変更を希望する際はオークション開催日の翌週月曜日正午までにJ U富山事務局へ申し出をするものとする。 3. オークション開催日の翌週月曜日正午以降の再出品取消し依頼並びに再出品時のコーナー変更は受付けない。但し、上記期限が事務局休業日の場合、その翌営業日の正午までとする。	(搬出期限及び再出品) 1. 搬出期限は、流札・落札にかかわらずオークション開催日の翌週水曜日午後5時までとする。但し、出品流札車輛については、<u>オークション開催日から2日後の土曜日16時まで(事務局休業日の場合、その翌営業日の正午まで)に搬出若しくは再出品しない旨の申し出がない場合は次回オークションに自動的に再出品となる。</u> 2. 自動再出品時の出品コーナーは前回出品時と同一コーナーを基本とする。但し、コーナー条件等により同一コーナーに再出品できない場合はJ U富山の判断により変更する。出品店が再出品時のコーナーの変更を希望する際は<u>オークション開催日から2日後の土曜日16時まで(事務局休業日の場合、その翌営業日の正午まで)にJ U富山事務局へ申し出をするものとする。</u> 3. <u>オークション開催日から2日後の土曜日16時以降の再出品取消し依頼並びに再出品時のコーナー変更は受付けない。</u>但し、上記期限が事務局休業日の場合、その翌営業日の正午までとする。
2	P4-5 第4章 第45条	(長期残留車及び放置車輛の罰則と強制処分について) 1. 流札車輛及び落札車輛で次開催オークションに再出品しない車輛は、翌週水曜日午後5時までに搬出するものとする。 なお、流札車輛を次開催オークションに再出品しない際は、オークション開催日の翌週月曜日の正午まで、	(長期残留車及び放置車輛の罰則と強制処分について) <u>第1項を全文削除</u> <u>以降項目番号を繰り下げ。</u> (第42項と内容重複の為)

		JU 富山事務局に対しその旨連絡しなければならない。 上記期限が事務局休業日の場合、その翌営業日の正午までに連絡するものとする。 2. 第1項が遵守されない場合は、長期残留車とみなし、下記ペナルティを科すものとする。 ※ 次回オークション開催週の木曜日からカウントする。1日 1,000円/1台 (以下、省略)	1. 第42条に定める搬出期限が遵守されない場合は、長期残留車とみなし、下記ペナルティを科すものとする。 ※ 次回オークション開催週の木曜日からカウントする。1日 1,000円/1台 (以下、省略)
3	別表V 第1項	別表V コーナー特性(クレームに関する事項) (コーナー名称欄) 売切コーナー	別表V コーナー特性(クレームに関する事項) (コーナー名称欄) <u>普通車売切コーナー</u> (コーナー名称欄のみ変更)
4	別表V 第2項	(新規追加)	(コーナー名称欄) <u>軽四売切コーナー</u> (コーナー特性に起因するクレーム制限欄) <u>同上(普通車売切コーナーと同じ)</u> (以降、項目番号を繰り上げ)
5	別表V 第4項	15MAXコーナー	<u>コーナー廃止により削除</u> (以降、項目番号繰り下げ)